

第2章



計画の概要

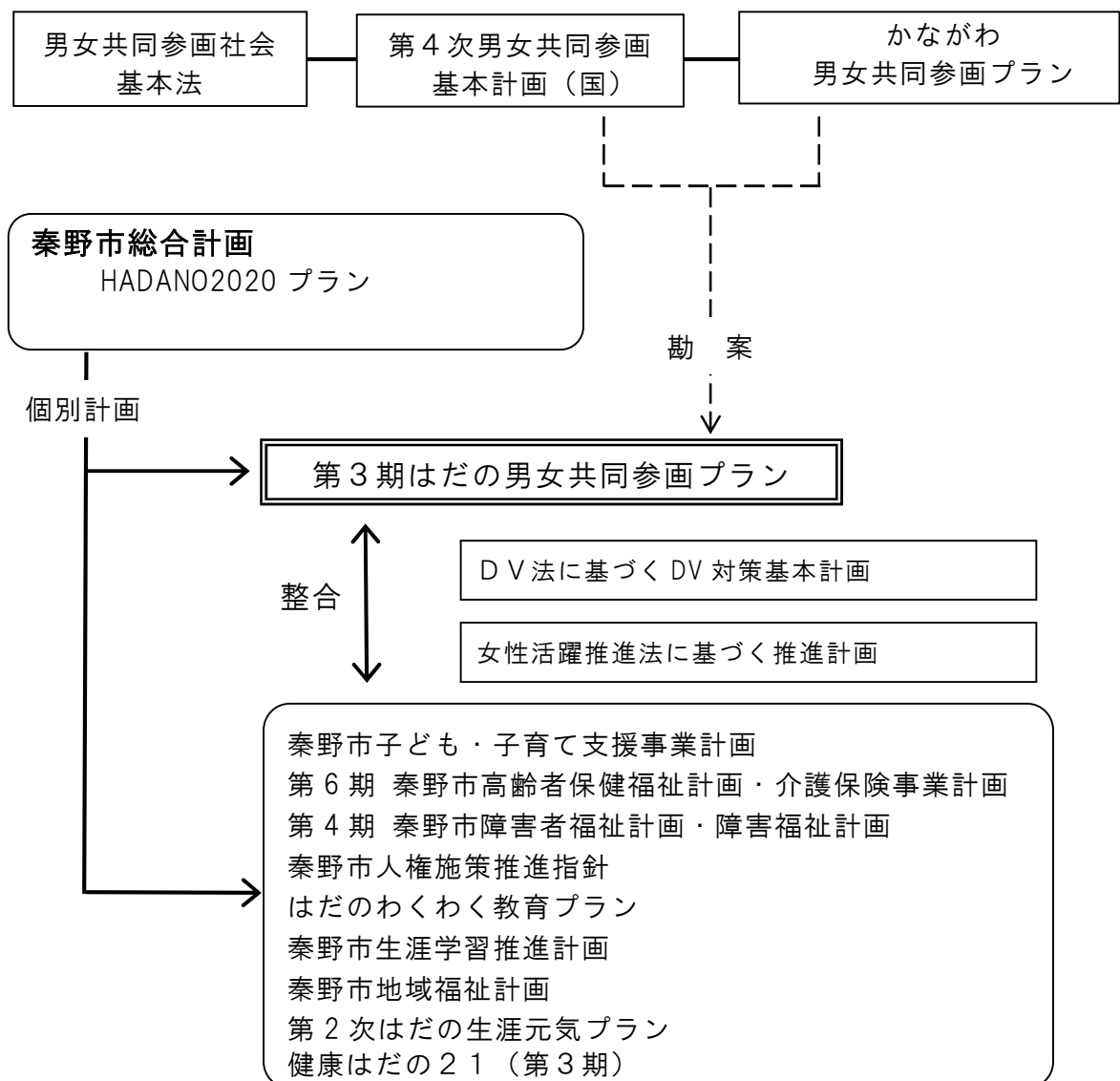
第2章 計画の概要

1 計画の位置づけ

本プランは、男女共同参画社会を形成するための本市の施策を示す「行政計画」と市民・事業者・行政が一体となって取り組む「社会計画」の二つの性格を持つものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条に基づき定める計画であるとともに、「秦野市総合計画」の個別計画として位置づけられるものです。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下DV法※）に基づくDV対策基本計画及び平成27年（2015年）8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）に基づく推進計画として位置づけるものです。



2 計画期間

国の計画及び本市総合計画との整合を図るため、両計画の目標年次と同一の平成 32 年度（2020 年度）を目標年次と定める 5 カ年計画とします。

3 体系図

目 標

I 自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる環境づくりを進めます。

II 責任を分かち合い、男女が対等なパートナーとして認め合うことのできる意識づくりを進めます。

男女が互いを尊重し、協力し、助け合うことができる社会の実現

基本方針

1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことのできる環境をつくるために
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を支える施策を推進します。

2 男女がともに個々の能力を発揮して働くことのできる環境をつくるために
労働環境に関する法律や制度についての情報提供と就業支援策に取り組みます。

3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができるとともに
日常に潜む人権侵害問題への理解の促進と被害者支援に取り組みます。

4 男女共同参画に対する理解を深めるために
子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供します。

5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために
各部署との連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。

市民
お互いを認め合い、助け合うことのできる関係を築くために

事業者
企業が活性化し、従業員が働きやすい職場環境をつくるために

施策の具体的方向

- (1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進
- (2) 安心して介護することができる環境の整備
- (3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援
- (4) 市民生活を支える相談窓口の充実
- (5) 災害時でも安心できる環境の整備

- (1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供
- (2) 就業支援策の充実

- (1) 人権侵害問題に対する意識啓発の推進
- (2) 被害を受けた者に対する支援体制の充実
- (3) 配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援の充実
- (4) 生涯を通じた健康支援

- (1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実
- (2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進

- (1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理
- (2) 方針決定過程における女性の登用の促進
- (3) 各機関と連携した事業の推進

- (4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

それぞれ役割を認識し、行動指針を参考として、一人ひとりが身近なところから男女共同参画社会の実現に向けた取組を行います。

